

農林水産物・食品輸出促進対策事業  
(食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、食品製造事業者等が行う輸出対応施設の整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

その交付については、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業においては農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業実施等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5285号農林水産事務次官依命通知）以下「実施等要綱」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率等)

第2条 第1条に規定する補助金交付の対象となる経費及び事業費並びに対象事業、補助率等は、別表1に定めるところによる。

(経費の流用)

第3条 別表1の補助対象事業欄に掲げる事業間において、補助対象経費の流用をしてはならない。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条の規定に基づく申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の仕入れに消費税等相当額が明らかでない各補助事業者に係る部分については、この限りではない。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。  
4 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表2に定めるものとする。

(申請書の提出期限)

第5条 規則第4条の規定に基づく申請書の提出は、知事が別に定める日までに行うものとする。

(内容の変更等)

第6条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合には、様式第2号により補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遂行が困難な場合等)

第8条 補助事業者は、規則第6条第1項第4号の規定に基づき知事の指示を求める場合には、事業（本補助金の補助の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の規定に基づく交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(交付の方法)

第10条 この補助金は、概算払で交付することができる。

(事業遂行状況報告等)

第11条 規則第11条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出して行うものとする。

2 知事は、前項に定める時期のほか、補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告書)

第12条 規則第13条の規定に基づく実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号によりすみやかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第 13 条 規則第 14 条の規定に基づく補助金の額の確定通知書の様式は、様式第 7 号のとおりとする。

(処分を制限する財産)

第 14 条 規則第 19 条の規定に基づく知事が定める財産は、1 件当たり取得価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

(書類の整備)

第 15 条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、様式第 8 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(入札の実施等)

第 16 条 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加するものに対し、書面により指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札に参加させてはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 17 条 補助事業者は、様式第 9 号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 27 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 21 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 12 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表1（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	重要な変更	
			経費の変更	事業の内容の変更
1 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 (1) 施設等整備事業	補助対象事業欄に掲げる施設を整備するための費用 ただし、原則として、次の 1 から 6 までに該当する経費は除く。 1 不動産取得に関する経費 2 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費 3 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費 4 交付決定前に支出される経費（ただし、実施要綱に基づく交付決定前着手届の対応をしたもの） 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費	1 / 2 以内	交付対象事業費の減額（不用額率（不用額／補助金交付決定額 × 100）が、20%以上となることが確実である場合に限る。なお、不用額とは、補助金交付決定額のうち、未執行となった額をいう。）	1 事業の新設又は廃止
(2) 効果促進事業	HACCP 等に係る認定取得のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、補助対象事業 1 の(1) 施設等整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費とする。 ただし、補助対象事業 1 の(1) 施設等整備事業の事業費の 20% 以内とし、原則として、同事業の補助対象経費の 1 から 6 までの経費及び次に該当する経費は除く。 1 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当） 2 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 3 飲食、奢侈、娛樂、接待の費用 4 海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用			

別表2（添付資料）

1 交付申請書（第4条関係）

実施等要綱第9に基づく事業実施計画書

2 変更交付申請書（第6条関係）

	添付書類	添付の条件
1	当初提出した様式第1号（交付申請書）の変更部分を赤字で修正したもの	必須
2	変更内容がわかる書類	必須

3 実績報告書（第12条関係）

	添付資料	添付の条件
1	決算（見込）書（抄本）	必須
2	事業実績内訳明細書	必須
3	事業実施内容に係る領収証の写し	必須
4	出来高設計書	必須
5	財産管理台帳の写し	必須
6	貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書類	必須
7	写真（整備事業により整備した施設等のもの）	必須

4 消費税等相当額報告書（第12条関係）

	添付資料	添付の条件
1	内訳資料	必須
2	消費税確定申告書の写し（税務署の收受印があるもの）	必須
3	付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し	必須
4	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳	必須
5	通勤手当の内訳を確認できる資料	人件費に通勤手当を含む場合
6	消費税法第60条第4条に規定する特定収入の割合を確認できる資料	補助対象者が、消費税法第60条に定める法人等である場合
7	補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料	免税事業者の場合
8	補助金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）	簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合

様式第1号（第4条関係）

年度農林水産物・食品輸出促進対策事業  
(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業)補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

団体名  
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農林水産物・食品輸出促進対策事業（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業内容 別添事業計画書のとおり

様式第2号（第6条関係）

年度農林水産物・食品輸出促進対策事業  
(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業)  
補助金変更交付申請書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

団体名  
代表者氏名

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定があった事業について、  
下記のとおり変更したいので、農林水産物・食品輸出促進対策事業（食品産業の輸出向  
けHACCP等対応施設整備事業）補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

様式第3号（第9条関係）

年度農林水産物・食品輸出促進対策事業  
(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業)  
補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度農林水産物・食品輸出促進対策事業（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合及び補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

3 法律の適用

この補助金は国の農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金を原資とすることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用がある。

様式第4号（第11条関係）

年度農林水産物・食品輸出促進対策事業  
(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業)  
補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

団体名  
代表者氏名

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定があった事業について、  
農林水産物・食品輸出促進対策事業（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）  
補助金交付要綱第11条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

実施事業名	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		年月日 までに完了したもの		年月日 以降に実施するもの			
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日		
1 食品産業の輸出向け HACCP等対応施設整備事 業 (1) 施設等整備事業  (2) 効果促進事業	円	円	%	円			

様式第5号（第12条関係）

年度農林水産物・食品輸出促進対策事業  
(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業)  
補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

団体名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった事業について、下記のとおり事業を実施したので、農林水産物・食品輸出促進対策事業（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助金精算額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業の目的

3 事業内容 別紙のとおり

## 1 実施実施状況

別紙

(1)施設等整備事業 ・・・ 実施要綱 第3の1

機械	施設等区分				設置台数	新技術導入の有無	施設等整備に要する経費(円)	交付対象事業費(円)	負担区分(円)				貸付けの詳細			竣工年月日					
	機械名	用途	処理能力	規格・形式					自己資金	地方公共団体等による助成金			交付金	貸付機関名	貸付時期	償還年数					
									うち貸付金	都道府県	市町村	その他									
	1																				
	2																				
	3																				
	4																				
	5																				
	合計						0	0	0	0				0							
建物 (設備)	施設等区分				新技術導入の有無	施設等整備に要する経費(円)	交付対象事業費(円)	負担区分(円)				貸付けの詳細			竣工年月日						
	建物(設備)名	種類名	構造・規格						自己資金	地方公共団体等による助成金			交付金	貸付機関名	貸付時期	償還年数					
									うち貸付金	都道府県	市町村	その他									
	1																				
	2																				
	3																				
	4																				
	5																				
	6																				
	7																				
	8																				
	合計						0	0	0	0				0							
	施設等の合計						0	0	0	0				0							

## (2)効果促進事業 … 実施要綱 第3の2

No	目的	経費内容			実施期間	備考
		交付対象経費 (円)	交付金 (円)	内容		
1						
2						
3						
4						
5						
6						

様式第6号（第12条関係）

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

団体名  
代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の農林水産物・食品輸出促進対策事業（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）補助金について、交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定による確定額

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

様式第7号（第13条関係）

年度農林水産物・食品輸出促進対策事業  
(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業)  
補助金交付確定通知書

番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった 年度農林水産物・食品輸出促進対策事業（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定により、次のとおり額を確定する。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第8号(第15条関係)

## 財産管理台帳

補助事業者名

地区名	地区	事業実施年度		年度		農林水産省 所管交付金名		農林水産物・食品輸出促進対策事業 補助金					
事業主体	工種構造 施設区分	事業の内容		工期		経費の内容			処分制限期間		処分の状況		摘要
		施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	交付対象 事業費	事業費の内訳			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容
合 計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第9号（第17条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかつたと認められるとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：